

船町 まちづくり 通信

No.6 2010年8月発行



船町まちづくり協議会

船町地区
田園まちづくり計画
作成をめざして

「土地・建物に関する意向調査」に ご協力ありがとうございました！



「特別指定区域」案の検討を進めています！

6月実施した「土地や建物に関する意向調査」には118名の方から回答いただき、その結果を受けて、いよいよ「特別指定区域」（案）を決める作業に入っています。

当地区では、「特別指定区域」のうち、小学校区＋隣接大字に通算して10年以上居住した人が住宅を建てることのできる「地縁者の住宅区域」と地縁者に限らずだれでも住宅の建築が可能になる「新規居住者の住宅区域」を指定したいと考えています。（くわしくは最終面に）



7月24日（土）の役員会での検討の模様



9月に案の縦覧を行います！

8月の協議会役員会は、8月28日（土）夜7時から開催され、田園まちづくり計画（案）および特別指定区域（案）についての最終的な検討を行い、9月の縦覧に向けて、それぞれの案を確定させる予定としています。役員以外の方の参加も大歓迎ですので、気軽にご参加ください。

「土地や建物に関する
意向調査」結果を受けて

★田園まちづくり計画（案）
・地区まちづくり方針
・地区土地利用計画
★特別指定区域（案） 策定

案の縦覧（予定）
9月16日から2週間

11月頃
船町地区まちづくり協議会
総会を開催し、案を審議

承認
されると

市に申出
等

連絡先：船町地区まちづくり協議会



「土地・建物に関する意向調査」結果報告

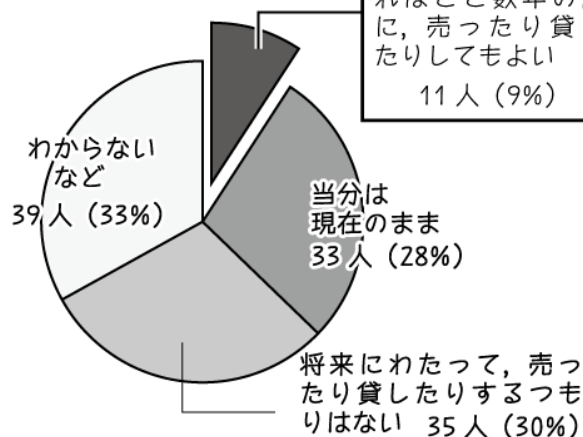
118名から回答をいただきました！

6月に実施した「土地・建物に関する意向調査」結果がまとまりましたので、ご報告いたします。

118名の方から回答をいただき、結果は、右のグラフのとおりです。

今後の土地所有意向について、「今すぐにも」あるいは「良い条件であればここ数年の間に」売ったり貸したりしても良いと答えた方のうち、具体的に地番等を記入して「新規居住者の住宅区域」指定を希望された敷地が10箇所（12筆、農振農用地を除く）ありました。

問1「今後の土地所有意向」について



「新規居住者の住宅区域」の指定希望について

「新規居住者の住宅区域」は、市街化調整区域の人口減少に対応するため、昭和46年以降で最も人口が多かった時と現在を比べて、その減少分を指定できることになっています。

しかし船町の場合、人口の減少が少なく、「新規居住者の住宅区域」に指定できるのは3箇所と少ないことから、希望された10箇所について、右のような考え方で優先順位をつけました。

指定の優先順位の考え方

- ・線引き前から建っている住宅かどうか
- ・既存宅地制度による建物であるかどうか
- ・指定しなくても他の制度により、同様の建築が可能であるかどうか
- ・個人所有を優先させる
- ・空地・空家を優先させる



「特別指定区域」の指定について

「新規居住者の住宅区域」

現在、優先順位の高い3箇所の指定希望者に対して、「新規居住者の住宅区域」指定するための同意書提出をお願いしているところです。

また、今回指定できない場合でも、将来、まちの状況等が変わることにより、指定の可能性がります。

「地縁者の住宅区域」

田園まちづくり計画で作成する「地区土地利用計画」において「集落区域」に指定されると、「特別指定区域」のうちの「地縁者の住宅区域」の指定が可能となります。「地縁者の住宅区域」では、これまでの建築制限が一部緩和され、地縁者（小学校区域＋隣接大字に通算して10年以上居住）が住宅を建てるできるようになります。

「地区土地利用計画」（案）については、中面をごらんください。